

入札公告（説明書）

令和3年9月17日

東日本高速道路株式会社 東北支社長 八木 茂樹

条件付一般競争入札について、次のとおり公告する。

本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』に記載のとおり実施する。

なお、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日推進工事（発注者指定方式）」である。

本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との協議、地元協議、用地確保等の進捗状況を踏まえた工事工程表を開示することにより、適切な工期設定の取組みを行う「工事工程表開示試行工事」である。

第1 基本事項（調達手続の概要）

1-1.	契約件名（工事名）	東北支社管内 遠方監視制御設備更新工事
1-2.	契約責任者	NEXCO 東日本 東北支社長 八木 茂樹
1-3.	契約担当部署	NEXCO 東日本 東北支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒983-8477 宮城県仙台市宮城野区榴岡1-1-1 J R仙台イーストゲートビル12階 (電話) 022-395-7641 (電子メールアドレス) ki-r-tohoku@e-nexco.co.jp
1-4.	競争契約の方法	条件付一般競争入札
1-5.	競争参加資格の確認	事前審査方式（通知型）
1-6.	入札の方法	電子入札
1-7.	落札者の決定方法	総合評価落札方式（工事実績評価型 実績II型）
1-8.	工事費内訳書の提出	必要 … 入札者に対する指示書[13]を参照のこと
1-9.	入札保証	不要
1-10.	契約保証（履行保証）	必要 … 入札者に対する指示書[29]を参照のこと
1-11.	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する） …入札者に対する指示書[30]を参照のこと
1-12.	契約図書	

(1) 本件工事請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。

なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

- ①入札公告（説明書）
https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
- ②標準契約書案
https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【施設工事契約書】を使用すること
- ③入札者に対する指示書
https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【電子入札】を使用すること
- ④共通仕様書
https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【電気通信工事共通仕様書（令和3年7月）】を使用すること

⑤特記仕様書	https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/
⑥その他契約（発注用）図面等	https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/
⑦金抜設計書	https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/
⑧競争参加資格確認申請書	本書の別紙様式1のとおり
⑨入札書	電子入札システムの様式のとおり
⑩工事費内訳書	上記⑦に示す金抜設計書により作成すること
(2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要があり、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。	
(3) 競争参加希望者は、上記(1)の①から④に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。	
(4) 競争参加希望者は、上記(1)の⑤から⑧に示す契約図書については、NEXCO 東日本の電子入札システムにログインした上でダウンロードして取得すること。 ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法（CD-R配布等）により交付するので、上記1-3. 契約担当部署へその旨申し出ること。	
(5) 契約図書の交付期間 令和3年9月17日（金）～令和3年10月19日（火）	
1-13. その他	本公告における休日とは、『行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日』をいい、以下「休日」という。

第2 調達手続に付する事項（工事概要）

2-1. 工事概要

(1) 工事場所

自) 福島県西白河郡西郷村

至) 青森県南津軽郡大鰐町 他

(2) 工事内容

本工事は、遠方監視制御設備の更新を行うものであり、これらに伴う機器製作、撤去据付、配管配線、試験調整等の一切の工事を行うものである。

(3) 工事概算数量

遠方監視制御設備 27箇所

(4) 工期

契約保証取得の日の翌日から 840 日間

2-2. 余裕期間制度

本工事は、共通仕様書1-12「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内（工事着手期限までの間）で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、「工事打合簿」を監督員に提出し協議の上、工事に着手することができるものとする。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 120 日後まで

第3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者（以下「入札者」）は、次に示す事項を全て満たす者とし、下記3-2.に示す「競争参加資格確認申請書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（下記3-3.に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第6条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時において、工事種別「交通情報設備工事」に係る NEXCO 東日本の『令和3・4年度工事競争参加資格』を有する者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、対象工事の工事種別に係る競争参加資格の再認定を受けていること。）であること。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く。）
- (4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域2（東北支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと（NEXCO 東日本が「地域2（東北支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと。）。
- (5) 審査基準日において、平成18年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工実績を有すること。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が20%以上である場合に限り企業の施工実績として認める。

同種工事 遠方の中央監視制御設備から、高圧受配電設備及びトンネル非常用設備並びにトンネル換気設備の監視制御を行うために端末側に設置するTCP/IPの伝送手順を用いた伝送装置について、下記①から③に示す全てを実施した工事

- ①機器の納入
- ②機器の設置
- ③試験調整

本工事の競争参加資格においては、NEXCO 東日本が発注した工事であって、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされた工事は、企業の施工実績として認めない。

また、工事成績評定点合計（以下「評定点合計」）を発注者から通知されている場合で次の①又は②に該当する工事は、企業の施工実績として認めないので、入札者は、提出する同種工事の施工実績につき次の①及び②に該当しない工事であることを自ら確認・誓約のうえ、競争参加資格確認申請を行うこと。

- ①NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が65点未満の工事
 - ②上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事
- (6) 令和元年度・令和2年度に完成したNEXCO 東日本発注工事のうち、上記(2)に示す工事種別に該当する工事の成績評定点を各年度ごとに平均したとき、その平均点が両年度ともに（2年連続して）65点未満となる者でないこと。
- (7) 下記①及び②に示す条件を満たすこと。
- ① 平成18年度以降に、元請として完成及び引渡しが完了した工事において同種機器に係る納入実績を有すること。又は、競争参加希望者が本工事において設置する遠方監視制御設備の製

造予定業者が同種機器に係る納入実績を有すること。

同種機器 遠方監視制御設備

- ② 本工事において設置する遠方監視制御設備について、機器の故障、システムの機能障害時に、NEXCO 東日本からの連絡に対し 24 時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う体制があること。

- (8) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す本工事に係る設計業務等の受注者、当該設計業務等の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

- 1) 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- 2) 業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

○本工事に係る設計業務等の受注者

- ・保全点検業務等の実施に関する年度協定（調査等業務）

（受注者：株式会社ネクスコ・エンジニアリング東北）

- (9) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは本工事に係る設計業務等の発注に関与した者でないこと、又は現に下記に示す施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

- 1) 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- 2) 業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

○本工事に係る施工管理業務の受注者

- ・保全点検業務等の実施に関する年度協定（施設施工管理業務）

（受注者：株式会社ネクスコ・エンジニアリング東北）

- (10) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札手続きに参加する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書 1 [1] 「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願ひ」の②(1) の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、1)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法

律第154号) 第2条第7項に規定する更生会社をいう。) である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員(以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この②人的関係の記載中において同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人(以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この②人的関係の記載中において同じ。)を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員の定義】

会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

- i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ii) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
- iv) 組合の理事
- v) その他業務を執行する者であって、i) からiv) までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合(同一の者が複数の特定JVの構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。)

3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

- (1) 入札者は、次に示す「競争参加資格確認申請書」(以下「申請書」という。)を作成しなければならない。また、作成にあたっては、別添「技術資料作成説明書」に従うこと。

申請書(様式)		記載事項
競争参加資格確認申請書(様式1)		必要事項を記載のうえ記名すること その他補足事項については、入札者に対する指示書[9][3]①を参照のこと
技術資料 (様式2)	企業の同種工事の施工実績	上記3-1.(5)に示す「同種工事」の要件を満たす入札者の施工実績を記載すること。ただし、NEXCO東日本が発注した工事であって、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされた工事は、企業の同種工事の施工実績として認めず、評価しない。
	同一工事種別における表彰実績	平成23年4月1日以降のNEXCO東日本からの表彰実績を記載すること。ただし、NEXCO東日本が発注した工事であって、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされた工事に係る表彰実績については、評価しない。

	品質管理、環境及び労働安全衛生 マネジメントシステムの取得状況	品質管理マネジメントシステム（ISO9001）、環境マネジメントシステム（ISO14001）及び労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS 又は ISO45001）の取得状況を記載すること
	災害時の協力実績	平成 23 年 4 月 1 日以降の NEXCO 東日本における災害時の協力実績を記載すること
	若手・女性技術者の配置	若手・女性技術者の配置計画について、下記の有無を記載すること。 ① 契約締結後に若手技術者（満 35 歳以下）の配置計画がある ② 契約締結後に女性技術者の配置計画がある
	製造予定業者の主要設置予定機器の納入実績	上記 3-1. (7) ①に示す「同種機器」の要件を満たす納入実績について記載すること 上記 3-1. (7) ②に示す「保守技術支援体制」について記載すること

(2) 競争参加希望者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

3-3. 競争参加資格確認申請

(1) 競争参加希望者は、本件競争入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請を行わなければならない。

- ① 提出期間 入札公告の日から令和 3 年 10 月 19 日（火）16:00 まで
- ② 提出場所 上記 1-3. 契約担当部署のとおり
- ③ 提出方法 電子入札システム
 - ※ 申請書類の総容量が 2MB を超える場合など電子入札システムによれない場合は、電子メール又は書留郵便等（書留郵便その他の受領にあたり受領者の署名又は押印が必須の信書便をいう。以下同じ。）により提出することとし、書留郵便等の場合の提出部数は正 1 部・副本 1 部とする。
 - ※ 電子入札システムにより書類を提出する場合は、確認申請書等への押印は不要とする。ただし、書留郵便等により提出する場合は、押印をしなければならない。
 - ※ 申請書類の総容量が 2MB を超える為、電子メールで送信する場合、「R 3・4 年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届[指示書様式]」により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。その際は、文書への押印は省略可能とする。
 - ※ 大容量ファイル転送サービスを利用した送信は不可とする。
- ④ 提出書類 上記 3-2. 競争参加資格確認申請書の作成により作成した「申請書」

(2) 競争参加希望者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[9] [2] を参照のこと。

3-4. 競争参加資格の確認

(1) 契約責任者は、競争参加希望者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

※確認結果通知予定日 令和 3 年 11 月 5 日（金）

(2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある競争参加希望者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。

なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示す。

(3) その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[10]及び[11]を

参照のこと。

第4 総合評価落札方式

4-1. 総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式（工事実績評価型 実績Ⅱ型）とは、上記3-3.競争参加資格確認申請において入札者から提出された技術資料に基づき技術的な評価を行う技術評価と、契約制限価格の制限の範囲内で入札を行った入札者の入札価格に基づく価格評価をそれぞれ行い、これらを総合的に評価することによりNEXCO東日本にとって最も有利な者を落札予定者と決定する方式をいう。

なお、落札予定者の決定方法は、下記6-3.落札予定者の決定に示す。

4-2. 技術評価の評価項目等

技術評価に係る評価項目及び配点は次のとおりとする。

なお、NEXCO東日本が発注した工事であって、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反があったとされた工事については、「企業の同種工事の工事成績」及び「企業の同一工事種別の表彰実績」における評価対象とはしない。

評価項目		配点
施工の確実性	企業	同種工事の工事成績
		同一工事種別の表彰実績
		品質管理マネジメントシステム（ISO9001）、環境マネジメントシステム（ISO14001）及び労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMIS又はISO45001）の取得状況
施工の円滑性	災害復旧	災害時の協力実績（緊急災害復旧工事等の施工実績）
担い手確保	若手・女性技術者の配置	1点
技術評価点（満点）		10点

4-3. 技術評価

(1) 契約責任者は、上記 3-4. 競争参加資格の確認において、競争参加資格の確認の他、技術資料に基づき、下表に示す基準により技術評価を行う。

なお、評価した内容は、落札者決定後入札状況調書において公表を行う。

評価項目		評価基準		
施工の確実性	企業	同種工事の工事成績	提出された技術資料を以下の式により評価する。 評価点 = 配点 × $\frac{(\text{同種工事実績の工事成績評定点}-70)}{20} \times a$ (評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする) a : 同種工事の発注機関及び受渡し時期による係数（下表による）	
			同種工事実績とする工事の受渡し日が平成28年4月1日以降の場合	同種工事実績とする工事の受渡し日が平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間の場合
		① 同種工事実績がNEXCO東日本、中日本高速道路㈱又は西日本高速道路㈱の発注工事	1.0	0.5
		② 同種工事実績が上記①以外の公的機関の発注工事	0.5	0.25
		③ 上記①、②に該当しない	0.0	
		◇留意事項		
		① 工事成績評定点が90点以上の場合、工事成績評定点を90点とする。		
		② 平成23年3月31日以前に受け渡された工事、成績評定点が70点に満たない工事又は工事成績評定の無い工事の場合、評価点は0点とする。		
		③ NEXCO東日本が発注した工事であって、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされた工事の施工実績は、企業の施工実績として認めず、評価しない。		
		④ 公的機関とは、工事実績情報システム（以下「コリンズ」という。）において発注機関として入力が可能とされている機関をいう。		
		⑤ 経常共同企業体の場合は、当該経常共同企業体としての同種工事実績（工事成績評定）である場合についてのみ評価する。		

評価項目		評価基準				
施工の確実性	企業	同一工事種別における表彰実績	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。			
			表彰日が平成28年4月1日以降の場合	表彰日が平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間の場合	表彰日が平成23年3月31日以前の場合	
① NEXCO 東日本の社長表彰（工事種別を問わない）、支社長による同一工事種別における優秀工事等の表彰実績			1点	0.5点	0点	
			0.5点	0.25点		
			0点			
◇留意事項						
<p>① 表彰実績は1工事のみ提出を認める。複数工事の表彰実績の提出があった場合、最も評価点の高い表彰実績を評価対象とする。</p> <p>② 表彰状等の写しが添付されていない場合は、「提出無」として「0点」で評価する。</p> <p>③ 評価対象とする表彰は、工事を履行した事業所に対するものであることを要する。</p> <p>④ 優秀工事等の表彰とは、各支社が規定する優秀工事等表彰「優秀工事、安全管理優良工事、品質管理優良工事、コスト縮減優良工事、環境貢献優良工事、安全管理推奨工事、安全管理奨励工事、工程管理優秀工事又は優良工事」等としての表彰とする。</p> <p>⑤ 上記④以外の社長表彰又は支社長による功労表彰には感謝状を含む。</p> <p>⑥ NEXCO 東日本が発注した工事であって、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされた工事の表彰実績（上記⑤を含む）は、評価対象としない（表彰実績として認めない）。</p>						

評価項目		評価基準	
施工の確実性	企業	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。	
		評価基準	評価点
施工の確実性	品質管理・環境・労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況	品質管理マネジメントシステム（IS09001）、環境マネジメントシステム（IS014001）又は労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS又はIS045001）の取得状況	左記のマネジメントシステムを2つ以上取得している 左記のマネジメントシステムを1つ取得している 左記のマネジメントシステムを取得していない
		◇留意事項 ①当該工事の施工を担当する部署が上表のマネジメントシステムの取得対象部署であって、かつ取得しているマネジメントシステムにおいて規定する事業活動内容が当該工事の施工に対して有効である場合に評価を行う。 ②取得しているマネジメントシステムに認証されたことを証する書類の写しの提出がない場合、評価しない。	
		提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。	
施工の円滑性	当社への貢献度等 (緊急災害復旧工事等の施工実績)	評価基準	評価点
		① NEXCO 東日本への平成 28 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合 ② NEXCO 東日本への平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間の災害協力実績である場合 ③ 災害協力実績がない又は NEXCO 東日本への平成 23 年 3 月 31 日以前の災害協力実績である場合	2 点 1 点 0 点
◇留意事項 ①緊急災害復旧工事等とは、「東日本高速道路株式会社契約事務処理要領」に規定される災害復旧方式《工事・調査等》又は災害復旧方式【簡易型】《物品・役務》に基づき契約したものという。 ②災害時の協力実績は1件のみ提出を認める。複数工事の協力実績の提出があった場合、最も評価点の高い協力実績を評価対象とする。 ③NEXCO 東日本への災害協力実績があるとした場合、次の a) 及び b) の双方の書類の添付がない場合は「0点」で評価する。 a) 緊急又は応急の工事である事を証明する、次のいずれかの写し。 イ. NEXCO からの依頼書 ロ. 申請者からの承諾書 ハ. NEXCO からの発注(注文)書 b) 緊急又は応急の工事の履行(完了)を証明する次のいずれかの写し イ. 契約書頭書き ロ. 受渡書 ハ. 認定書 ④既に受注した工事に、工事変更で追加された「応急復旧」の依頼である場合は「0点」で評価する。 ⑤NEXCO 東日本を除く NEXCO 東日本グループ会社が依頼した災害協力実績については「0点」で評価する。 ⑥経常共同企業体の場合は、企業体又は構成員のいずれかの者に実績がある場合に評価する			

評価項目		評価基準					
担 い 手 確 保	若 手 ・ 女 性 技 術 者 の 配 置	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。					
		評価基準		評価点			
		① 契約締結後に若手技術者（満35歳以下）の配置計画がある	どちらの条件も満たす	1点			
		② 契約締結後に女性技術者の配置計画がある	どちらか一方を満たす	0.5点			
		どちらも該当なし		0点			
◇留意事項							
①技術評価時には、配置計画の有無を確認し、評価を行うものとする。若手技術者及び女性技術者の配置要件については、契約締結後に求めるものとする。							
②配置計画に基づく配置を確認できなかった場合は、7-8.(1)に基づき未履行額として請求する。							

第5 見積活用方式

5-1. 見積活用方式の概要

本件は、入札前に入札者に対しNEXCO 東日本が指定する項目に係る参考見積書の提出を求め、その参考見積書を活用して契約制限価格の設定を行う見積活用方式（以下「本方式」という。）の対象工事である。

本方式は、NEXCO 東日本が金抜設計書の摘要欄に「見積対象」と記載した項目について、入札者から参考見積書の提出を求め、参考見積書提出後NEXCO 東日本が、参考見積書に記載された内容（設計図書の性能・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるか）について確認を行い、確認過程で必要に応じて見積内容に関する問合せを入札者に対し行い、参考見積書に変更が生じる場合に当該入札者に訂正参考見積書の提出を求めるなどした後、各入札者がNEXCO 東日本に最後に提出した参考見積書又は訂正参考見積書（以下これらを「最終参考見積書」という。）のうちNEXCO 東日本が最も適正な価格であると認めた最終参考見積書を活用して契約制限価格を設定するものである。

5-2. 参考見積書の提出

入札者は、「見積対象」とされた項目の参考見積書を、次に示すとおり提出しなければならない。

- ① 参考見積書提出期間 令和3年10月19日（火）16時まで
- ② 参考見積書提出場所 記1-3.「契約担当部署」
- ③ 参考見積書提出方法 書留郵便等
※ 提出部数は正1部とする。
- ④ 提出書類 参考見積書（様式4～5）

5-3. 参考見積書に関する問合せ

参考見積書提出後、NEXCO 東日本が行う見積内容の確認の過程において、見積内容等に疑義が生じた場合など必要に応じて入札者に対し確認する趣旨で行う参考見積書に関する問合せは、参考見積書提出期限以後、令和3年11月8日（月）から令和3年11月19日（金）までの間を予定とし、申請書に記載された担当者宛に連絡を行う。

なお、参考見積書に関する問合せの方法は、担当者宛に電子メールにて問合せを行うことを想定している。

5-4. 訂正参考見積書の提出

入札者は、上記5-3の問合せにおいて、参考見積書の内容に訂正が必要となった場合は、次に示すとおり訂正参考見積書を提出しなければならない。

- ① 訂正参考見積書提出期間 令和3年12月1日（水）16時まで

- ② 訂正参考見積書提出場所 記 1-3. 「契約担当部署」
- ③ 訂正参考見積書提出方法 記 5-2. ③参考見積書提出方法のとおり
- ④ 提出書類 訂正参考見積書（様式 4～5）

なお、上記 5-3 による問合せが無かった入札者及び上記 5-3 による問合せが有った者でも訂正の必要が無い入札者は、入札者自らが参考見積書に訂正が必要と判断した場合にのみ訂正参考見積書を提出するものとする。

5-5. 見積活用方式に関する留意事項

- (1) 上記 5-2①に示す提出期限までに入札者が参考見積書を提出しなかった場合、又は、5-3 の問合せの確認過程において、訂正参考見積書の提出が必要である旨を NEXCO 東日本と確認した入札者が 5-4①に示す期限までに訂正参考見積書を提出しなかった場合は、当該入札者は、以後の入札手続きに参加することができないものとする。また、当該入札者がその後に入札を行った場合であっても、その入札は無効として取扱う。
- (2) 入札者は、最終参考見積書に基づいた入札を行うものとするが、入札時における見積対象項目の総額（以下「入札時総額」という。）は、最終参考見積書の見積対象項目の総額（以下「最終見積総額」という。）を超えない限り変更ができるものとし、入札時総額が最終見積総額を超える場合には、当該入札者が行った入札は無効とする。
- (3) 入札者は、入札書を当社に提出するまでの間は、いつでも自由に入札を辞退することができる。また、辞退を理由として不利益な取り扱いはしない。
- (4) 最終参考見積書において、当社が指定した項目の名称、単位、数量等が著しく異なる場合は、入札者にその理由等について聞き取りを行ったうえ、聞き取りを行った事由が不適当と認められる場合は、当社に対する入札妨害行為があったものと判断し、当該入札者に対し、当該調達に係る競争参加資格を取り消す場合があるほか、競争参加資格停止等の措置を講じる場合がある。
- (5) 本工事を受注した入札者は、契約後、NEXCO 東日本の求めに応じ、入札前に提出した最終参考見積書の見積対象項目の額と契約後の実態に基づく見積対象項目の額との比較を行うための「実績価格調査票」（様式 6）を提出するものとする。また、NEXCO 東日本は、提出された実績価格調査票の記載内容に疑義がある場合は、施工体制点検などの場を活用して受注者や下請負人に聞き取り調査を行う場合があるので、受注者はこれに協力するものとする。

第 6 入札・開札・落札予定者の決定

6-1. 入札に必要な書類の作成等

- 入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。
- | | |
|-------------------|--|
| ① 入札書 | 入札者に対する指示書[12]を参照のこと |
| ② 工事費内訳書 | 入札者に対する指示書[13]を参照のこと
※使用する様式は、金抜設計書とする。 |
| ③ 総合評定値通知書（経審）の写し | 入札者に対する指示書[14]を参照のこと |

6-2. 入札及び開札

入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

- | | |
|------------|--|
| ① 入札書の提出期限 | 令和 3 年 12 月 1 日（水）16 時まで |
| ② 入札書の提出場所 | 上記 1-3. 契約担当部署 |
| ③ 入札書の提出方法 | 電子入札システム
※ 入札に必要な書類の総容量が 2MB を超える場合など電子入札システムによれない場合は、入札者に対する指示書[16]及び[17]を参照のこと。 |
| ④ 開札執行日時 | 令和 3 年 12 月 24 日（金）10 時 30 分 |
| ⑤ 開札執行場所 | 上記 1-3. 契約担当部署 |

6-3. 落札予定者の決定

- (1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、総合評価落札方式「加算方式」に基づき算定した評価値が最も高い入札者を落札予定者と決定する。
- (2) 加算方式の評価値の算出方法は次のとおりとする。

①評価値（100点）＝価格評価点+技術評価点

②価格評価点（配点5点+定数85点）… 次に示す算式により算定する。

価格評価点（配点5点+定数85点）

$$= \text{配点} \times (1 - \frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}})^2 + \text{定数}$$

《注意事項》

1. 入札価格が調査基準価格を下回る場合の価格評価点は0点とする。

2. 価格評価点の計算において、小数点4位以下切り捨てとする。

3. 調査基準価格とは、低入札価格調査要領1-3をいう。

③技術評価点（配点10点）… 上記4-3.(1)に示す評価基準により算定する。

- (3) 入札者は、落札予定者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[21]を参照のこと。

6-4. 低入札価格調査

- (1) 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最高評価値の入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。

また、本件競争入札においては、数値的判断基準を設定しており、その価格を下回る入札の場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断し、当該入札を無効とする。

- (2) 低入札価格調査については、入札者に対する指示書[25]を参照のこと。

第7 その他

7-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

7-2. 質問の受付

- (1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

① 受付期間 入札公告の日から令和3年11月16日（火）16時まで

② 受付場所 上記1-3. 契約担当部署

③ 受付方法 質問書面（様式自由）を電子メール又は書留郵便等（郵便又は信書便のうち、受領署名又は押印を必要とする方法）により提出すること。
質問数が5問以上の場合は、質問書面のほか、質問書面をMicrosoft Office Word等により作成したファイルを記録したCD-Rも提出すること。

なお、質問書面には会社名及び提出日を記載することとし、書留郵便等による提出の場合は、押印すること。

【質問内容の記載上の留意点】

質問書面中に記載する質問内容に、質問者の会社名やその会社を類推できるような情報を記載しないようにすること。

- (2) 上記(1)により受け付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。

① 回答予定期 日 質問書を受け取った日の翌日から原則として平日5日以内

② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本契約件名」の「その他情報」）に掲載する。

https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service

- (3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。
<https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

7-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[27]に該当する入札は無効とする。

7-4. 支払条件

- (1) 前金払：請負代金額が 500 万円以上の場合には「有」、500 万円未満の場合には「無」
なお、請負代金額が 500 万円以上の場合、本契約の相手方は請負契約書第 35 条
第 1 項に基づき前払金の請求をすることができる。

- (2) 部分払：「無」

7-5. 火災保険等の付保

特記仕様書に定めるとおりとする。

7-6. 請負契約書第 26 条の適用

請負契約書第 26 条第 5 項（単品スライド）及び同条第 6 項（インフレスライド）について適用する。

7-7. 苦情申立て

本入札手続における競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、契約責任者に対して苦情の申立てを行うことができる。

7-8. 契約後の技術評価項目の取扱い

- (1) 評価された次の技術評価項目の内容が、履行確認を行った結果、受注者の責により履行が達成できないと認められ、再度の施工が困難あるいは合理的でないと決定した場合は、本工事の請負工事成績評定点を減ずる（最大 10 点）。

また、請負契約書第 26 条の 2 に基づき未履行額を請求する。

なお、履行確認を行う評価項目は以下のとおりとする。

- ①施工の確実性、企業、品質管理マネジメントシステムの取得状況
- ②施工の確実性、企業、環境マネジメントシステムの取得状況
- ③施工の確実性、企業、労働安全衛生マネジメントシステム等の取得状況
- ④若手・女性技術者の配置

7-9. 契約後の技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項

本工事の受注者が特記仕様書に定める技術者を配置するにあたり、当該技術者が以下の(1)又は(2)に該当する場合は、契約後の施工体制確認点検等での事実を確認する。

- (1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号）に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記を行った日から 3 年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍されていること。

- (2) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（平成 15 年 1 月 22 日付、国総建第 335 号）に該当する技術者を配置し、契約後に出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省土地・建設産業局（総合政策局を含む）建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し企業集団確認書の交付をうけていること。

7-10. 競争参加資格に関する留意事項

- (1) 本工事の受注者、本工事の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事の下請負人、本工事の下請負人と資本若しくは人事面において関連のある者は、本工事の契約期間中、監督を担当する部署の「施工管理業務」の入札に参加し、又は、施工管理業務を請け負うこととはできない。

なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

7-11. 閲覧資料

- (1) 指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：無

7-12. 入札の辞退

競争参加者は、入札書を提出する前において、自由に、入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、入札者に対する指示書の定めにかかわらず、上記 1-3. 契約担当部署へ辞退書を以下のとおり提出することとする。

なお、入札書の提出期限までに入札書・辞退書いずれも提出されなかった場合は、当該競争参加者は入札を辞退したものとみなす。

- ①電子入札システムの「入札書」作成画面において「辞退書」を提出

7-13. 入札の公正性に係る調査の実施

本件競争入札において入札の公正性を害する恐れが生じたときは、競争参加者に対して必要な調査を実施及び依頼することがある。

以 上